

兵庫県公報

平成26年 6月20日 金曜日 第 2604 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課).....	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出(同).....	1
土地改良区の定款の変更認可(同).....	2
建設業者に対する行政処分(県土整備部総務課).....	3
同 上(同).....	3
同 上(同).....	4
同 上(同).....	5
同 上(同).....	5
同 上(同).....	6
同 上(同).....	6
同 上(同).....	7
同 上(同).....	8
同 上(同).....	8
同 上(同).....	9
同 上(同).....	10
公共測量を実施する旨の通知(契約管理課).....	10
同 上(同).....	10
景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課).....	11
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(建築指導課).....	11
落札者等の公示(県立農林水産技術総合センター).....	11
病院局公告	
兵庫県立尼崎総合医療センター(仮称)ホームページ制作業務委託に係る企画提案競技の 実施(県立尼崎病院).....	12
公安委員会告示	
遊泳区域の指定.....	14
警察本部公告	
入札公告.....	16

告 示

兵庫県告示第554号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井戸 敏 三

加古川西部土地改良区

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理 事

片 山 象 三

西脇市西脇129番地



兵庫県告示第555号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

明石堀割土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

氏 名

澤 田 則 雄

藤 井 孝 夫

伊 藤 偉 喬

赤 松 保

重 泰 夫

岩 井 秀 夫

西 海 勝

吉 川 太 久

吉 本 彰

岸 本 達 夫

田 口 隆 清

羽子岡 幸 一

茶 谷 秀 男

竹 中 康 訓

木 下 宣 明

井 上 一 美

松 井 一 浩

井 住 敏 彦

大 西 和 彦

住 所

明石市鳥羽1596番地

同 市藤江1402番地の 2

同 市藤江313番地の 6

同 市林 2 丁目14番12号

同 市松江137番地

同 市松江531番地の 2

同 市大久保町森田159番地

同 市大久保町松陰134番地

同 市小久保 5 丁目 7 番地の 3

同 市鳥羽1612番地

同 市野々上 2 丁目 7 番地の 1

同 市林 3 丁目14番13号

同 市和坂 2 丁目12番27号

同 市小久保 3 丁目 4 番地の12

加古郡播磨町西野添 5 丁目10番 3 号

明石市西明石北町 3 丁目 3 番21号

同 市藤江1525番地

同 市野々上 2 丁目 5 番地の12

同 市大久保町江井島846番地の 3

氏 名

澤 田 則 雄

藤 井 孝 夫

伊 藤 偉 喬

赤 松 保

重 泰 夫

岩 井 秀 夫

田 中 謙 三

吉 川 太 久

吉 本 彰

井 上 一 美

岩 佐 肇

木 内 眞 治

茶 谷 秀 男

竹 中 康 訓

平 山 隆 之

岸 本 達 夫

松 井 一 浩

田 口 隆 清

加治屋 孝 一

住 所

明石市鳥羽1596番地

同 市藤江1402番地の 2

同 市藤江313番地の 6

同 市林 2 丁目14番12号

同 市松江137番地

同 市松江531番地の 2

同 市大久保町森田129番地の18

同 市大久保町松陰134番地

同 市小久保 5 丁目 7 番地の 3

同 市西明石北町 3 丁目 3 番21号

同 市野々上 3 丁目 2 番地の 2

同 市林崎町 3 丁目497番地の 1

同 市和坂 2 丁目12番27号

同 市小久保 3 丁目 4 番地の12

神戸市西区竹の台 4 丁目 8 番地の12

明石市鳥羽1612番地

同 市藤江1525番地

同 市野々上 2 丁目 7 番地の 1

神戸市垂水区桃山台 6 丁目15番地の 4



兵庫県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
倉本土地区改良区	平成26年 5月30日
遠方土地改良区	同



兵庫県告示第557号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成26年 6月 5日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 株式会社松野組
主たる営業所の所在地 神戸市中央区相生町 4 5 2
代 表 者 の 氏 名 松 野 誉 史
許 可 番 号 兵庫県知事許可(特-23)第110010号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
(注1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
 - (2) 期間
平成26年 6月21日から同年 7月20日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社松野組は、関西電力株式会社が発注した特定地中送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年 1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第558号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日
平成26年 6月 5日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商 号 又 は 名 称 伊豆原工業株式会社
主たる営業所の所在地 神戸市北区鈴蘭台北町 5 8 7
代 表 者 の 氏 名 伊 豆 原 直 利
許 可 番 号 兵庫県知事許可(般・特-22)第104669号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

伊豆原工業株式会社は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第559号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成26年6月5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 船木電気工業株式会社

主たる営業所の所在地 神戸市須磨区白川台3 38 2

代表者の氏名 船木靖夫

許可番号 兵庫県知事許可(般・特-23)第101290号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

船木電気工業株式会社は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事及び特定地中送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第560号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成26年 6月 5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 株式会社インテ

主たる営業所の所在地 尼崎市大庄西町 3 22 45

代 表 者 の 氏 名 家 永 義 次

許 可 番 号 兵庫県知事許可(般-23)第211036号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工業業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工業業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年 6月21日から同年 7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社インテは、関西電力株式会社が発注した特定地中送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年 1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第561号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 処分をした年月日

平成26年 6月 5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商 号 又 は 名 称 高山建設株式会社

主たる営業所の所在地 尼崎市道意町 3 2

代 表 者 の 氏 名 高 山 清 吉

許 可 番 号 兵庫県知事許可(般・特-26)第215853号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工業業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工業業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に

規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

高山建設株式会社は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

~~~~~

兵庫県告示第562号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成26年6月5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社陵南

主たる営業所の所在地 加古川市加古川町中津566番地の1

代表者の氏名 高橋良之

許可番号 兵庫県知事許可(特-22)第401819号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社陵南は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

~~~~~

兵庫県告示第563号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成26年6月5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社増本工業
主たる営業所の所在地 高砂市高砂町木曾町4番13号
代表者の氏名 増本盛美
許可番号 兵庫県知事許可(般-22)第403735号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社増本工業は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

~~~~~

兵庫県告示第564号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成26年6月5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 坂元電気株式会社  
主たる営業所の所在地 姫路市北条口2-2  
代表者の氏名 坂元宣之  
許可番号 兵庫県知事許可(般・特-23)第450373号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

坂元電気株式会社は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第565号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日  
平成26年6月5日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商号又は名称 西部電工株式会社  
主たる営業所の所在地 姫路市広畑区鶴町2 31  
代表者の氏名 小山恵生  
許可番号 兵庫県知事許可（般・特-26）第459058号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注1）「電気工業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

西部電工株式会社は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第566号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日  
平成26年6月5日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商号又は名称 寺前電機株式会社  
主たる営業所の所在地 姫路市三条町1 78  
代表者の氏名 久後弘毅  
許可番号 兵庫県知事許可（般・特-24）第451530号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

寺前電機株式会社は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第567号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成26年6月5日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社国益電業社

主たる営業所の所在地 洲本市宇山3 4 12

代表者の氏名 向山和義

許可番号 兵庫県知事許可(般・特-23)第800465号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

(注1) 「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

(2) 期間

平成26年6月21日から同年7月20日までの30日間

4 処分の原因となった事実

株式会社国益電業社は、関西電力株式会社が発注した特定架空送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第568号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 処分をした年月日  
平成26年 6月 5日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
商 号 又 は 名 称 株式会社協信電工  
主たる営業所の所在地 洲本市納211 1  
代 表 者 の 氏 名 向 山 隆 之  
許 可 番 号 兵庫県知事許可(般-23、24)第801389号

- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

- (1) 停止を命ずる営業の範囲  
電気工業に関する営業のうち、民間工事に係るもの  
(注1) 「電気工業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。  
(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。
- (2) 期間  
平成26年 6月21日から同年 7月20日までの30日間

- 4 処分の原因となった事実  
株式会社協信電工は、関西電力株式会社が発注した特定地中送電工事について、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反したとして、平成26年 1月31日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、その命令が確定した。  
このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。



兵庫県告示第569号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福崎町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量(数値地形図データ修正)
- 2 作業期間  
平成26年 6月 6日から同年11月28日まで
- 3 作業地域  
福崎町全域



兵庫県告示第570号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小野市黒川西土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（4級基準点測量、画地出来形確認測量図原図作成）

2 作業期間

平成26年 6月20日から同年 8月20日まで

3 作業地域

小野市黒川町地域



兵庫県告示第571号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社ダイナムビジネスサポート

代表者の氏名 池 村 康 男

住所 東京都荒川区西日暮里5丁目21番7号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 ダイナム兵庫たつの店

所在地 たつの市誉田町広山39 1 他10筆

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

縦覧期間 平成26年 6月20日から同年 7月3日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成26年 6月20日から同年 7月3日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年 6月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

川辺郡猪名川町つつじが丘1丁目30番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

川西市多田桜木1丁目2番14号

吉永建設株式会社 代表取締役 吉 永 裕 利

3 許可年月日及び許可番号

平成25年12月11日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1 - 4号（25猪名川）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年 6月20日

契約担当者

県立農林水産技術総合センター - 所長 渡 邊 大 直

- 1 落札にかかる工事の名称  
漁業調査船「たじま」平成26年度第2回定期検査整備工事
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
県立農林水産技術総合センター但馬水産技術センター 美方郡香美町香住区境1126 5
- 3 落札者を決定した日  
平成26年 4月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町3丁目5番1号
- 5 落札金額  
107,136,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成26年 3月18日

## 病 院 局 公 告

兵庫県立尼崎総合医療センター（仮称）ホームページ制作業務委託に係る企画提案競技の実施  
兵庫県立尼崎総合医療センター（仮称）におけるホームページ制作業務の委託業者を企画提案競技方式により実施する。

平成26年 6月20日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立尼崎病院長 藤 原 久 義

- 1 企画提案競技の概要
  - (1) 名称  
兵庫県立尼崎総合医療センター（仮称）ホームページ制作業務の委託に係る企画提案競技
  - (2) 募集要領  
別途配布する「兵庫県立尼崎総合医療センター（仮称）ホームページ制作業務の委託業者募集要領」（以下「募集要領」という。）による。
  - (3) 契約期間  
平成26年 8月11日から平成27年 3月31日までとする。
  - (4) 履行場所  
県立尼崎病院 尼崎市東大物町 1 1 1
- 2 応募資格
  - (1) 日本国内の500床以上の医療機関、もしくは日本医学会加盟学会の学術集会ホームページ等の制作実績があること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
  - (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- 3 参加手続
  - (1) 事務局  
〒660-0828 尼崎市東大物町 1 1 1  
県立尼崎病院総務部総務課

電話(06)6482-1521 内線509

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

平成26年6月23日(月)から同年7月4日(金)まで(土曜日及び日曜日は除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 説明会

本企画提案競技に参加を希望する者は、原則として次に示す説明会に参加すること。

ア 日時

平成26年7月7日(月)午前10時30分から

イ 場所

県立尼崎病院 2階 第1会議室

ウ 留意事項

出席者数は、1参加者当たり2名以内とする。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、FAX又は郵送とする。

イ 受付期間

平成26年6月23日(月)から同年7月7日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成26年7月7日(月)必着とする。

ウ 回答方法

平成26年7月14日(月)から同月18日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問書提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(5) 企画提案書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成26年7月8日(火)から同月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、平成26年7月22日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 応募書類を提出した者に対し、プレゼンテーションを求める。

イ プレゼンテーションを開催する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「県立尼崎総合医療センター(仮称)ホームページ制作業務の委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立尼崎総合医療センター(仮称)ホームページ制作業務の委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本企画提案競技の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第193号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 6月20日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

| 海水浴場の名称    | 所在地                          | 遊 泳 区 域                                                               | 遊泳区域の<br>指 定 期 間      | 管轄警<br>察署 |
|------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 須磨海水浴場     | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目 | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成26年7月10日から同年8月31日まで | 須磨警察署     |
| 林崎松江海水浴場   | 明石市林崎町3丁目及び松江                | 明石市林崎町3丁目及び松江地先の海域で、林崎松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域              | 平成26年7月1日から同年8月31日まで  | 明石警察署     |
| 的形海水浴場     | 姫路市的形町の形                     | 姫路市的形町の形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                     | 平成26年7月1日から同年8月31日まで  | 飾磨警察署     |
| 白浜海水浴場     | 姫路市白浜町丙                      | 姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                      | 平成26年7月1日から同年8月31日まで  | 飾磨警察署     |
| 男鹿島立の浜海水浴場 | 姫路市家島町宮                      | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                  | 平成26年7月1日から同年8月31日まで  | 飾磨警察署     |

|                         |             |                                                                    |                         |        |
|-------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------|--------|
| 男鹿島青井の浜海水浴場             | 姫路市家島町宮     | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域              | 平成26年 7月10日から同年 8月31日まで | 飾磨警察署  |
| 兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン | 姫路市家島町坊勢    | 姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成26年 7月 1日から同年 8月31日まで | 飾磨警察署  |
| 新舞子海水浴場                 | たつの市御津町黒崎   | たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                | 平成26年 6月23日から同年 8月31日まで | たつの警察署 |
| 気比の浜海水浴場                | 豊岡市気比       | 豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                   | 平成26年 7月10日から同年 8月23日まで | 豊岡北警察署 |
| 竹野浜海水浴場                 | 豊岡市竹野町竹野    | 豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                 | 平成26年 7月 1日から同年 8月25日まで | 豊岡北警察署 |
| 諸寄・塩谷浜海水浴場              | 美方郡新温泉町諸寄   | 美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域             | 平成26年 7月 1日から同年 8月24日まで | 美方警察署  |
| 三田浜海水浴場                 | 美方郡香美町香住区下浜 | 美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域              | 平成26年 7月19日から同年 8月18日まで | 美方警察署  |
| 安木浜海水浴場                 | 美方郡香美町香住区安木 | 美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域              | 平成26年 7月16日から同年 8月17日まで | 美方警察署  |
| 佐津海水浴場                  | 美方郡香美町香住区訓谷 | 美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域               | 平成26年 7月19日から同年 8月17日まで | 美方警察署  |
| 大浜海水浴場                  | 洲本市海岸通1丁目   | 洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                 | 平成26年 7月 1日から同年 8月31日まで | 洲本警察署  |
| 岩屋海水浴場                  | 淡路市岩屋       | 淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                     | 平成26年 7月19日から同年 8月24日まで | 淡路警察署  |

|           |                  |                                                             |                         |         |
|-----------|------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------|---------|
| 浦県民サンビーチ  | 淡路市浦             | 淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域             | 平成26年 7月19日から同年 8月24日まで | 淡路警察署   |
| 北淡室津ビーチ   | 淡路市室津            | 淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域             | 平成26年 7月19日から同年 8月24日まで | 淡路警察署   |
| 北淡県民サンビーチ | 淡路市野島墓浦          | 淡路市野島墓浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域         | 平成26年 7月19日から同年 8月24日まで | 淡路警察署   |
| 多賀の浜海水浴場  | 淡路市多賀            | 淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域            | 平成26年 7月19日から同年 8月24日まで | 淡路警察署   |
| 慶野松原海水浴場  | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野 | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成26年 7月12日から同年 8月24日まで | 南あわじ警察署 |

## 警 察 本 部 公 告

## 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 6月20日

契約担当者

兵庫県警察本部長 井 上 剛 志

## 1 調達内容

(1) 件名  
運転者管理システム端末装置等（賃貸借）

(2) 契約期間  
平成26年10月 1日（水）から平成31年 9月30日（月）まで

(3) 履行場所及び仕様  
入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の調達について単価により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 永瀬  
電話(078)341-7441 内線2253
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成26年6月20日(金)から同年7月4日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成26年8月1日(金)午前11時30分 パレス神戸 3階小会議室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年7月31日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額 入札書記載金額に60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年7月31日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
免除
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類を平成26年7月4日(金)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成26年8月8日(金))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Takeshi Inoue, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Terminals for administrative System of Drivers ,and so on

(3) Lease period:

October 1, 2014 - September 30, 2019

(4) Delivery place:

As in the tender explanation

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 July 4, 2014

(6) Deadline for tender:

17:00 July 31, 2014 by mail

11:30 August 1, 2014 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Nagase, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2253